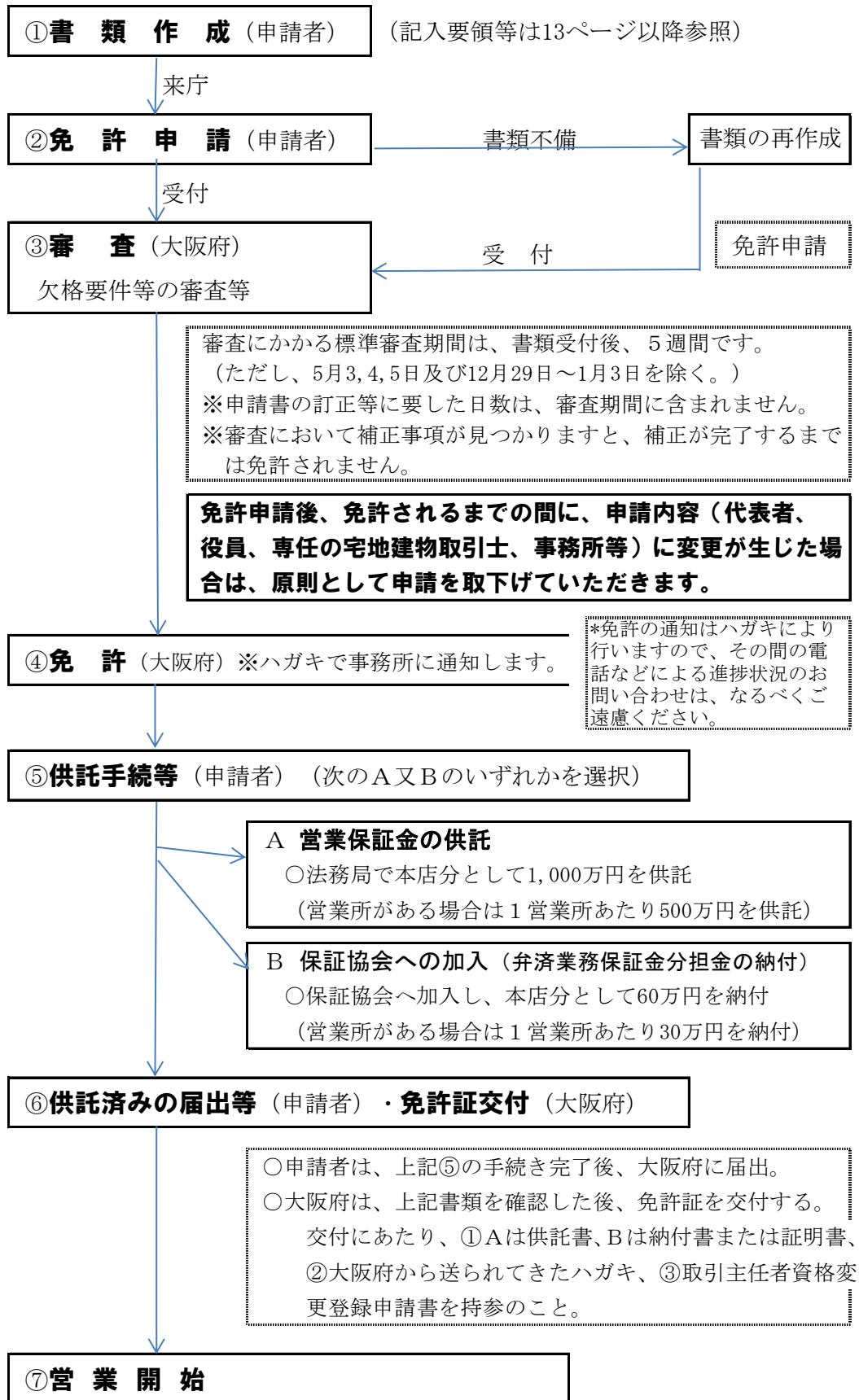


## 2 免許の申請手続き

### 1 新規の免許申請

(1) 新規免許申請のフローチャート



※免許換えの免許申請は、基本的に新規の免許申請に準じます。

### 3 免許申請書の作成

#### 1 免許申請書作成にあたっての留意事項

##### ■留意事項

- 次ページの表に従って必要書類をそろえ、番号順に並べて、綴じずにお持ちください。
- 書類には「法定様式」に書き込むものと、別途用意する書類（添付する書類）があります。
- 各書類作成の説明及び記入例は、14ページ以降を参照してください。
- 別途用意する書類（添付する書類）については、下記の点に注意してください
  - ※ 身分証明書や商業登記簿の履歴事項全部証明書など、官公庁が発行する証明書類の有効期間については、申請時点で**発行日から3か月以内のもの**を使用してください。
  - ※ 代表者、役員等で専任の宅地建物取引士を兼ねている方は「身分証明書」「登記されていないことの証明書」「略歴書」はそれぞれ1枚ずつで構いません。
  - ※ 現在事項全部証明書では受付できません。履歴事項全部証明書が必要です。
- 代表者、役員、政令使用人、専任宅地建物取引士のうち、**宅地建物取引士資格登録している者にあつては、同資格登録事項（氏名、住所、本籍、勤務先の商号・名称（有限会社を株式会社にするなどの商号変更を含む。））に変更があつた場合、所定の「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（第7号様式）」によりあらかじめ登録している都道府県で申請手続きを済ませてください。**
  - ※ 宅地建物取引士資格登録者の変更登録申請が完了していない場合は、免許の申請を受付できない場合があります。
- 審査の必要上、次ページ以外の資料を提出していただくことがあります。

##### ■書類の提出部数（知事免許の場合）

正本1部、副本1部（副本は申請書控えとして返却します。）

##### ■個人免許から法人免許への切り替え「法人成り」について

個人免許から法人免許に切り替えを希望される場合（「法人成り」と呼んでいます。）には、以下の条件を満たすときに限り、特例として現在の免許を維持したまま法人としての新規申請を受付けています。免許番号については免許の主体（個人、法人）が変わるため、継続はできません。

- ・このために設立させた法人であること（設立後6月以内）
- ・個人免許と法人代表者が同一人であること。
- ・個人免許と法人の専任の宅地建物取引士が同一人であること。（代表者と別人でも可）
- ・事務所の所在が同一場所
- ・個人免許の有効期限が、法人成り申請後4か月後以上あること。

※上記の条件にあわない場合は、個人免許を先に廃業し、その後の新規申請となります。なお、逆の「個人成り」の特例は設けていません。

##### 注意点

申請に不備があり、その補正が遅れたこと等の理由により、法人免許への切り替え申請（審査）中に個人免許の有効期間が満了となった場合、宅建業免許は失効します。申請時の事務所の写真については、個人の会社名と法人の会社名を両方掲示したものをご用意ください。また、業者票は個人免許のものを掲示してください。法人成り後、個人業者として供託した営業保証金は使用できませんのでご注意ください。なお、営業保証金の手続きを免許日から3か月以内に行わないと免許を取り消すことがあります。